

基本理念について

第3期計画基本理念

地域社会を構成する多様な主体の協働による
誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり

地域住民が意見を出しあい、町内会やまちづくり協議会、事業者や市などの地域社会を構成する多様な主体が協働して活動していくことで、地域課題の解決や新しい魅力の創造などに取り組むとともに、人との絆を大切にした地域づくり活動により地域の支え合いが強化され、誰もが住み続けたいと思える、安全安心で魅力ある持続可能なまちづくりを目指す。

改正社会福祉法

(平成30年4月施行)

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきている中、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す。

第4期計画基本理念（案）

第3期計画の基本理念と改正社会福祉法による「地域共生社会」の考え方は、いずれも、地域の多様な主体の協働・参画によって、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちを目指すものであることから、第4期計画においても第3期計画の基本理念を継承する。

地域社会を構成する多様な主体の協働による
誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり